

飯塚市都市計画 マスタープラン

概要版

健幸と共生社会を目指し
多様な連携を図る
コンパクトなまちづくり

2022-2031



IIZUKA CITY



令和4年2月

 飯塚市

2 飯塚市の現況と課題

現況とまちづくりの課題

●都市の特性



- 3つの大学と研究開発機関等の立地
- 充実した医療施設
- 九州2大都市圏との良好なアクセス
- 市街地内の人口密度低下
- 空き地・空き家の増大
など

●市民意向 ※市民アンケート

- 重要視されていて満足度が低いもの
→ 買い物・通院、交通の利便性



● 取り組むべき課題

- 空き店舗・空き家と空き地対策、歩行者にやさしい道路環境、公園・広場の再編や統廃合、水害対策、自然的景観の保全



●社会情勢の変化



- 人口減少・高齢化の急速な進行
- 自然災害の頻発
- SDGs (持続可能な開発目標)への対応
- 財政制約の高まり
など

問題解決に向けて



暮らしやすい環境の創出

- 拠点市街地での機能強化、生活サービス機能の強化
- 地域特性を活かした魅力ある居住環境の形成
- 利便性や快適性の向上
- 共生社会の実現に向けたバリアフリー化の推進



安全で安心なまちづくり

- 災害危険性の高いエリアの宅地化抑制
- 都市基盤(道路、公園、下水道等)の長寿命化、適正な更新
- 災害に強い都市の構築



都市活力の維持

- 人口減少・高齢化への対応
- 産業、雇用の場の創出
- 市街地の再生(中心市街地の活性化、市街地への都市機能集積の強化、空き家・空き地への対応)



多様な主体によるまちづくり

- 多様な主体が参加するまちづくり(計画、管理運営への参加等)
- 市民や市民組織、行政、民間企業などが連携した地域課題の解決



課題の方向

都市の魅力の創出

- 都市と自然とのバランスのとれた都市構造の構築
- 水や緑の自然環境、歴史資源を大切にしたまちづくり



3 飯塚市の目指すまちの姿(全体構想)

これからのまちづくりを進めていく上で、新たな時代の変化、本市の特性や強みを踏まえながら、まちづくりの理念と都市目標像を定めます。

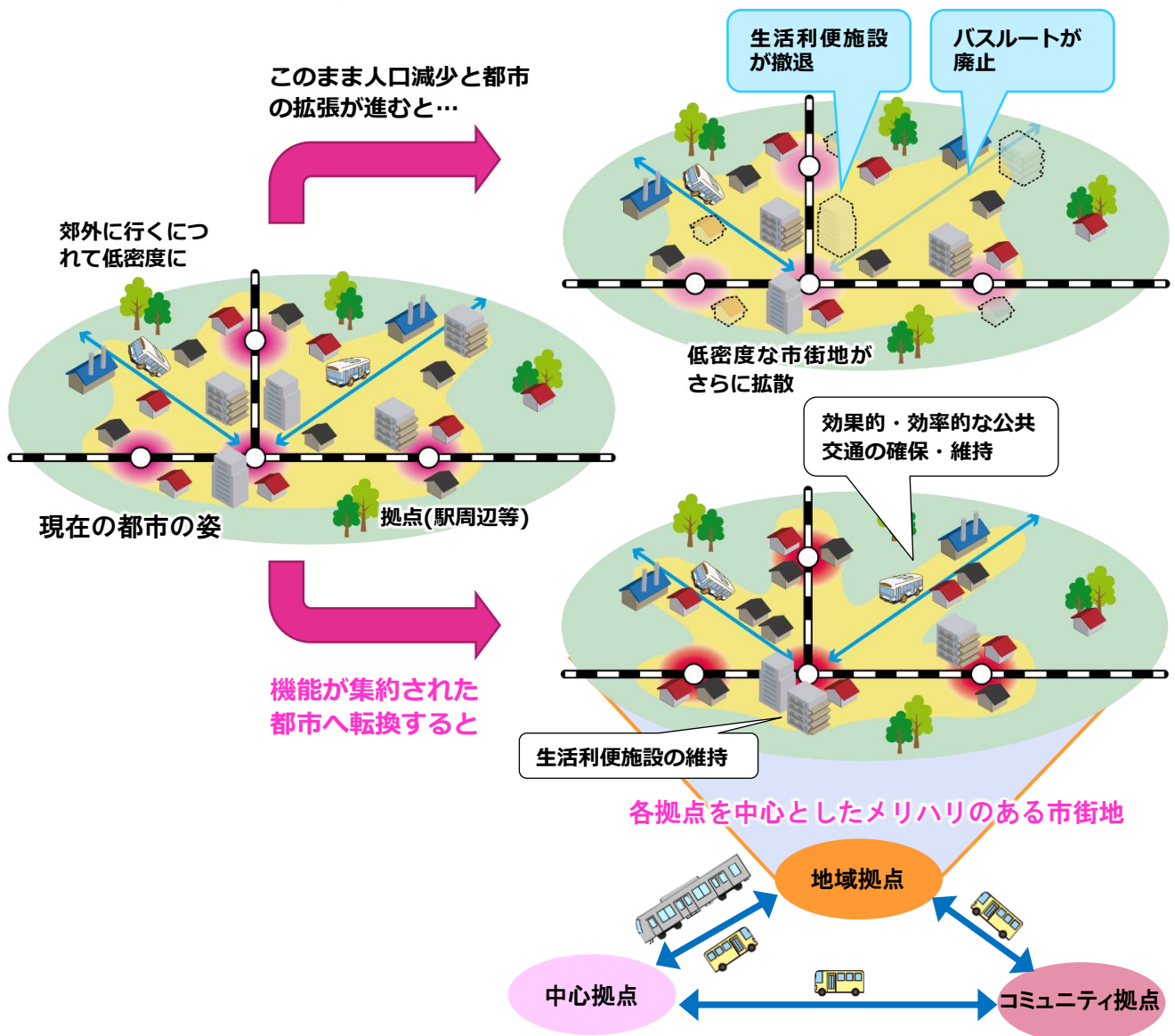
まちづくりの理念と都市目標像

まちづくりの理念

健幸と共生社会を目指し、
多様な連携を図るコンパクトなまちづくり

都市目標像

拠点連携型都市※(多様な連携によるコンパクトシティ)



※ 拠点連携型都市

「豊かな森林・田園の広がる環境の中で、中心拠点や生活圏の中心となる地域に生活利便施設や公共公益施設などが適切に配置され、中心拠点と各地域を公共交通機関で結ぶことにより、都市的サービスの提供を補い合うことで、生活利便性を高める」都市のことをいいます。

まちづくりの基本目標

まちづくりの理念と第2次飯塚市総合計画におけるまちづくりの基本理念を勘案し、「共生」、「活力」、「魅力」をキーワードとして、以下の3つの基本目標を定めます。

第2次飯塚市総合計画 におけるまちづくりの 基本理念

人権を大切にする
市民協働のまち

共に支えあい健やかに
暮らせるまち

活力とうるおいのある
まち

やさしさと豊かな心が
育つまち

水と緑豊かな
快適で住みよいまち

まちづくりの理念

健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図る
コンパクトなまちづくり

まちづくりの基本目標

基本目標①
誰もが安心して暮らせる共生のまち

基本目標②
未来を創る活力あるまち

基本目標③
住みたくなる住み続けたくなる魅力あるまち

基本目標①

誰もが安心して暮らせる
共生のまち

- 誰もが生活サービスを利用しやすいまち
- 頻発化する自然災害に備えた災害に強いまち
- 行政、市民、警察、消防等が連携し、誰もが安心して暮らせるまち



基本目標②

未来を創る活力ある
まち

- 3大学をはじめ、情報関連企業や研究開発機関の集積を活かした産業の活力あるまち
- 安心して働くことができる就業環境の充実したまち



基本目標③

住みたくなる
住み続けたくなる
魅力あるまち

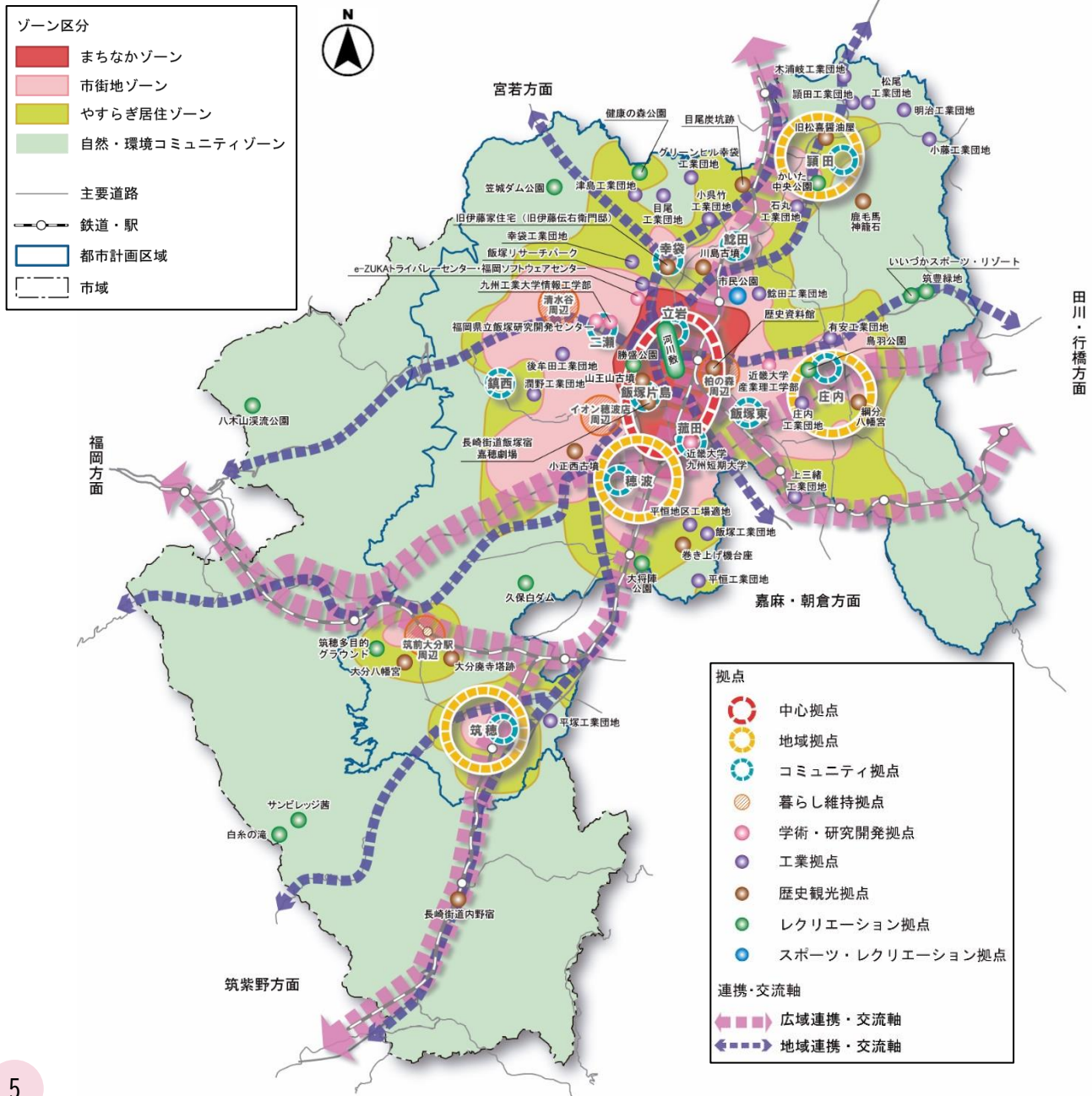
- 良好な住環境を形成するための道路や魅力ある公園のあるまち
- 地域コミュニティを維持し、住環境の充実したまち
- 本市固有の観光資源を活用し、観光の振興を図る、魅力あるまち
- 物理的・心理的バリアをなくし、良好な住環境の確保に努めた環境にやさしいまち

将来都市構造

将来都市構造は本市の成り立ちを踏まえ、「拠点連携型都市(多様な連携によるコンパクトシティ)」の実現に向けて、市街地や自然・田園など土地利用の適正な立地、中心市街地や各地域の中心などの位置付け、配置を示すものであり、今後のまちづくりの施策を展開していくための基本的な枠組となります。

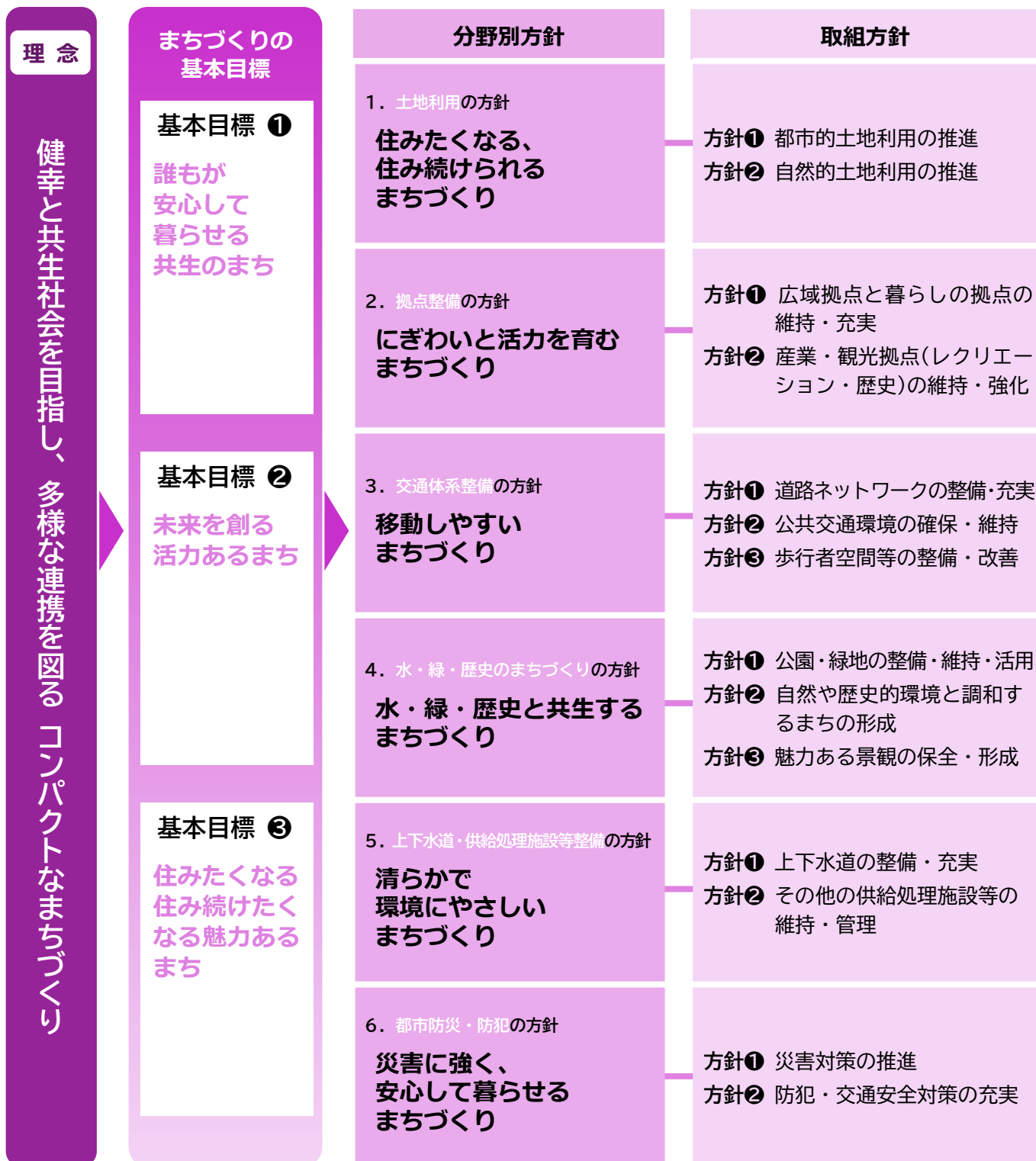
ゾーン	将来人口密度、都市的利便性など様々な視点から各地域の特性を把握し、同じ土地利用の特性をもった地域のまとまり
拠点	市民の日常生活を維持・向上させ、多様な活動を支える都市機能と都市施設が集積している場所
連携・交流軸	広域都市圏や市内の拠点間を結び、人々の多様な交流や円滑な移動を支える主要な道路や公共交通網

《将来都市構造図》

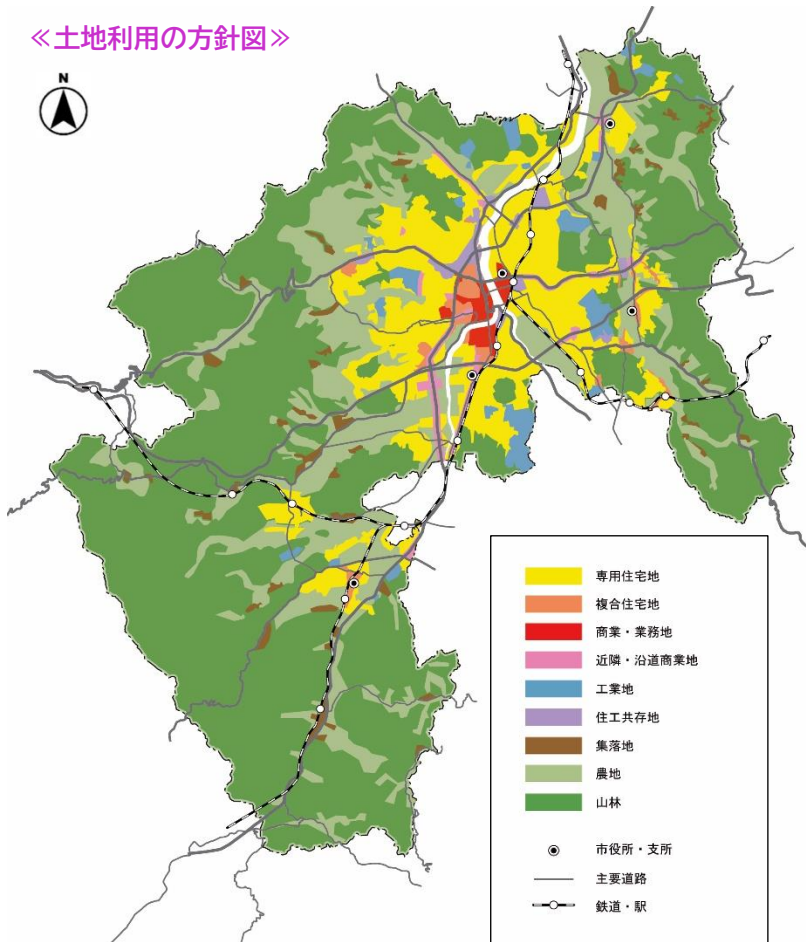


分野別方針

分野別方針は、まちづくりの基本目標で設定した3つの基本目標(P.4 参照)に対応し、市域全体におけるまちづくりの方針として6つの分野で示します。



《土地利用の方針図》



1. 土地利用の方針

都市と自然とのバランスのとれた都市構造を構築するために、立地適正化計画での土地利用誘導との整合性を図りながら、それぞれの役割を十分に発揮するための土地利用の規制・誘導や効率的な都市基盤整備を進めます。

① 都市的土地利用の推進

活力があり、持続可能なまちづくりに向けて、住宅地、商業・業務地、工業地それぞれの特性に応じた適正な土地利用を進めます。

② 自然的土地利用の推進

用途地域の指定区域外にあたる集落地、農地、山林などについては、市街地の拡大を抑制し、自然環境の保全・活用に努めながら、コミュニティ活動の維持や産業活動の向上を図ります。

2. 拠点整備の方針

各拠点の役割を踏まえながら、拠点機能の維持・強化を図っていきます。

同時に、都市機能の誘導や、都市機能の誘導と一体となった居住の誘導、拠点形成と拠点間の連携を促進します。

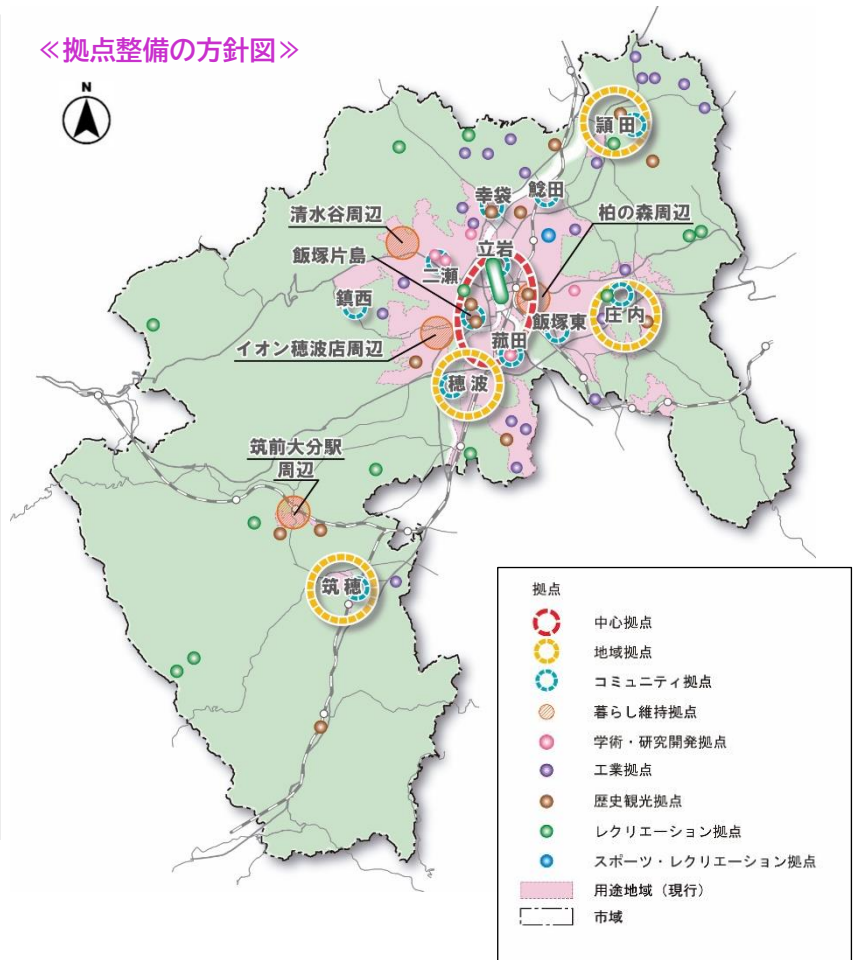
① 広域拠点と暮らしの拠点の維持・充実

筑豊都市圏の中心都市としての役割の発揮やにぎわい、地域の活力を高めるため、中心拠点、地域拠点、コミュニティ拠点及び暮らし維持拠点の形成を図ります。

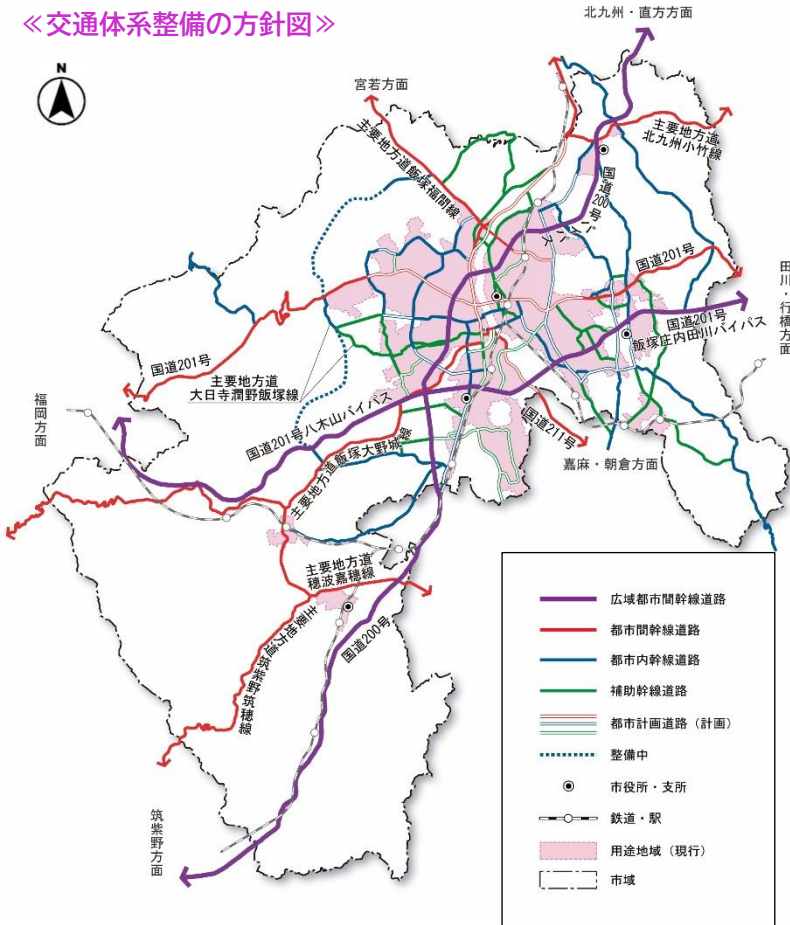
② 産業・観光拠点(レクリエーション・歴史)の維持・強化

学術・研究開発拠点、工業拠点、歴史観光拠点、レクリエーション拠点及びスポーツ・レクリエーション拠点においては、それぞれの特性に応じ、機能の維持・強化を図ります。

《拠点整備の方針図》



《交通体系整備の方針図》



3. 交通体系整備の方針

広域交流の活性化と拠点連携型都市にふさわしい円滑な移動を図るため、交通基盤の維持・整備及び公共交通の効率化を図ります。

① 道路ネットワークの整備・充実

広域都市間幹線道路、幹線道路等の各機能に応じた整備・充実を図ります。

② 公共交通環境の確保・維持

公共交通の利用促進に向けて、公共交通網及び交通結節点としての機能の確保・維持や移動サービスの向上を図ります。

③ 歩行者空間等の整備・改善

生活関連経路や沿道施設、新飯塚駅や飯塚駅、飯塚バスターミナルなどの主要交通結節点、各地域拠点におけるバリアフリー化を促進し、公共の福祉の増進に寄与します。

4. 水・緑・歴史のまちづくりの方針

公園や緑地を維持・活用するとともに、自然環境や歴史・文化・景観資源等の様々な地域資源を適切に保全・活用します。また、河川や水辺を有効に活用することで、親しみの持てる良好な水辺空間づくりを進めていきます。

① 公園・緑地の整備・維持・活用

都市公園とその他公園を含めた施設緑地の適正な確保・維持を図ります。また、公共施設緑地の管理・活用、民間施設緑地の保全・創出を図ります。

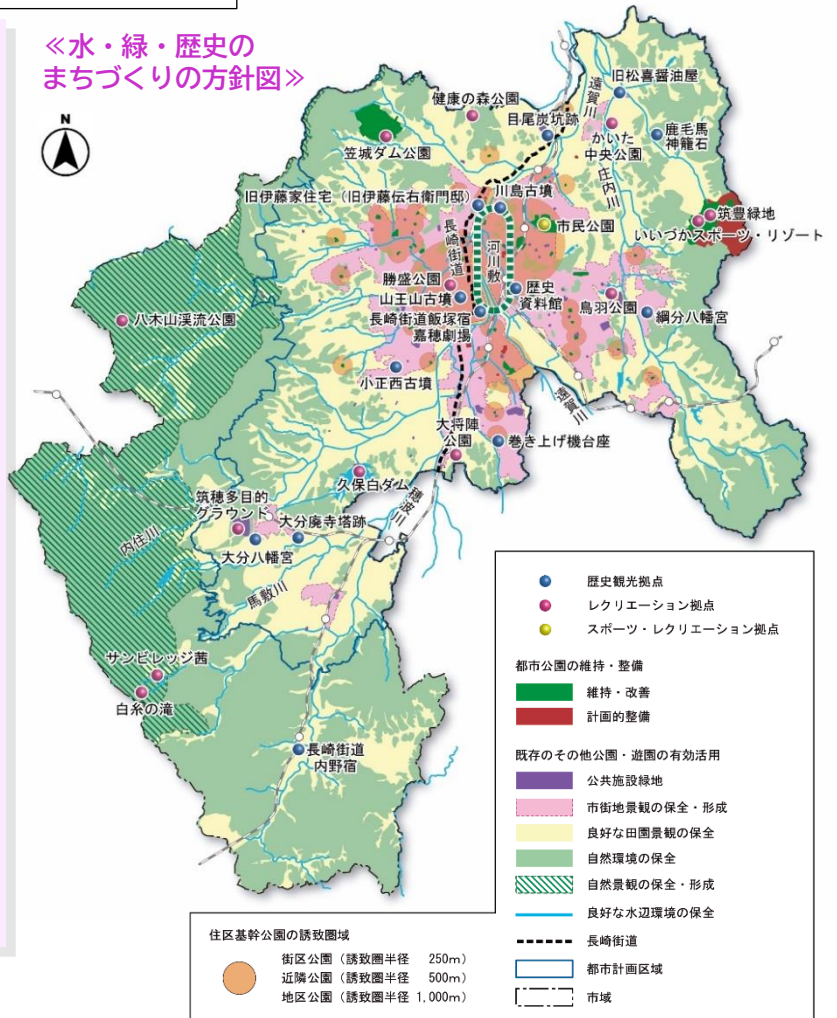
② 自然や歴史的環境と調和するまちの形成

自然環境の保全・育成を図るとともに、歴史・文化資源のまちづくりへの活用を努めます。

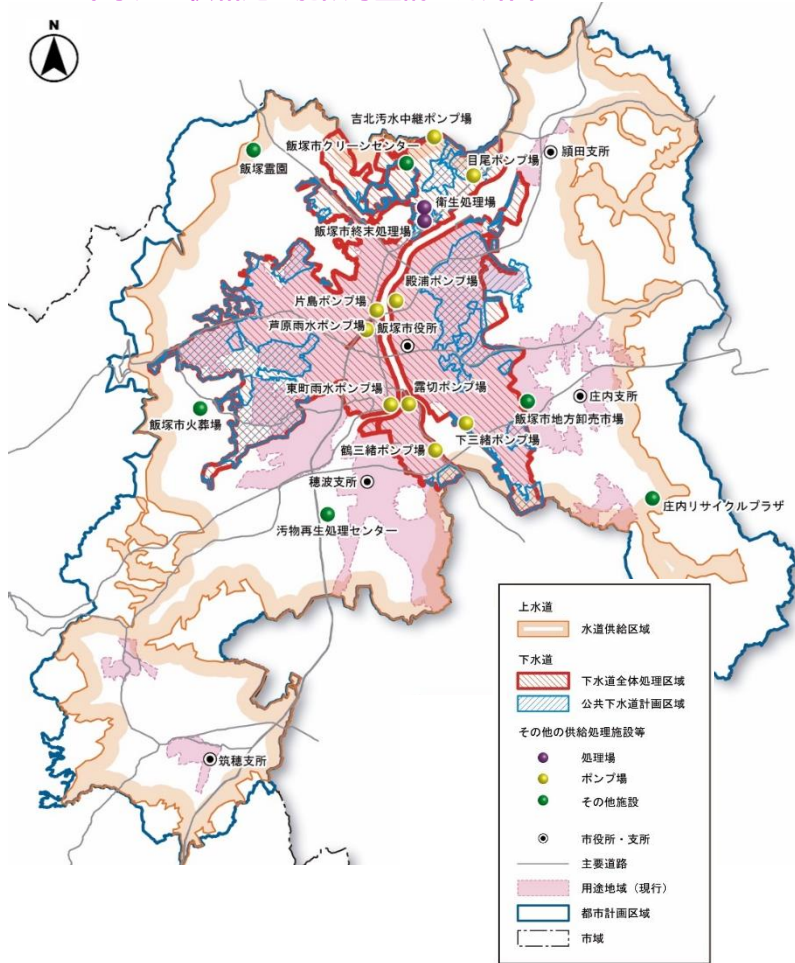
③ 魅力ある景観の保全・形成

自然・田園、市街地それぞれの特性を活かし、魅力ある景観の保全・形成を図ります。

《水・緑・歴史のまちづくりの方針図》



《上下水道・供給処理施設等整備の方針図》



5. 上下水道・供給処理施設等整備の方針

上水道は、将来にわたり安全で良質な水を安定的に提供するため、適切な改修と維持管理に努めるとともに、下水道についても、計画的な施設の改修・更新を進めています。

① 上下水道の整備・充実

良好な生活環境の形成や公共用水域の水質保全を図るため、上水道の整備・充実、下水道の整備と維持管理を図ります。

② その他の供給処理施設等の維持・管理

都市施設である処理施設(し尿処理施設・クリーンセンター)や地方卸売市場の維持・管理を図ります。

6. 都市防災・防犯の方針

災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを目指し、浸水・土砂災害対策、地震・火災対策を進めていきます。また、「飯塚市国土強靱化地域計画」に基づき、今後の本市の強靱化に関する施策を推進していきます。

① 災害対策の推進

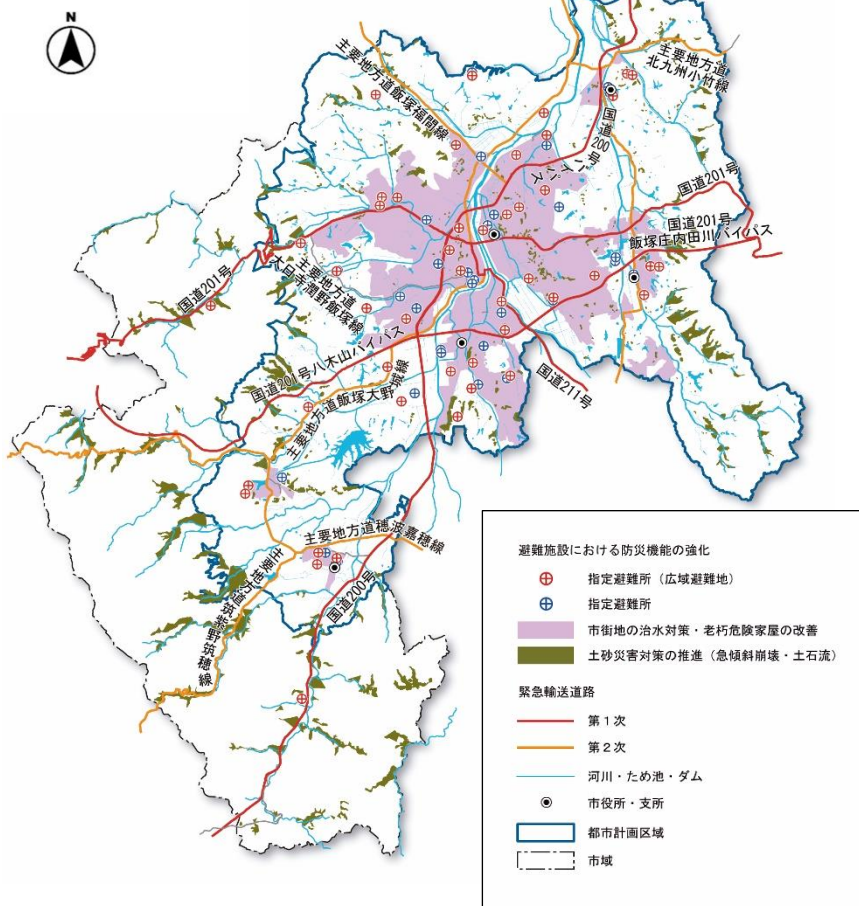
大規模な自然災害等の発生に備え、関係機関と連携してあらゆる災害対策を推進します。同時に、ハード施策とソフト施策が一体となった災害に強い都市基盤の整備を推進します。

② 防犯・交通安全対策の充実

市民・事業者・行政が連携し、安心して日常生活が送れる居住環境づくりを推進します。

また、通学路についても、改善要望箇所の安全対策を順次進めていきます。

《都市防災の方針図》



4 ゾーン別まちづくり構想

ゾーン区分の考え方

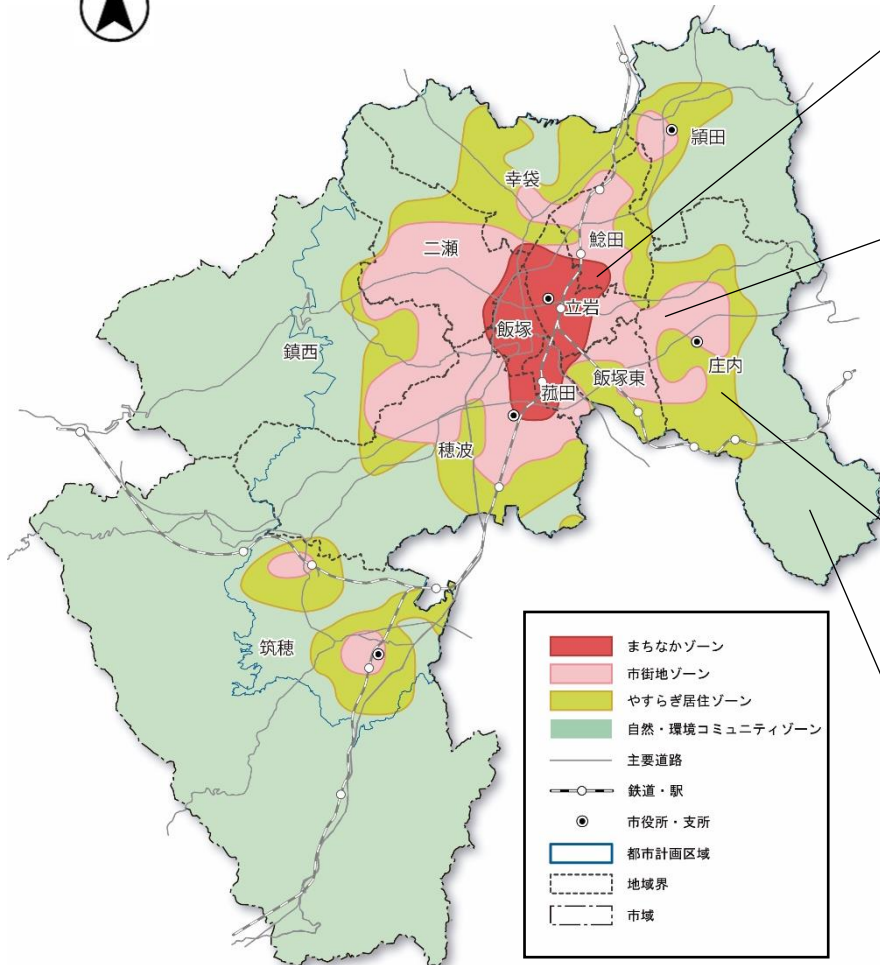
全体構想に掲げた「まちづくりの基本目標」を達成するためには、分野別方針に基づく取り組みを都市全体として進める一方で、地域課題に対応したより具体的かつきめ細かなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため、ゾーン毎に、地域特性や課題を踏まえ、まちづくりの目標を明らかにし、目標に対応した方針を示します。

なお、ゾーン区分は、自然災害に対する安全性、将来人口密度、都市機能の集積や公共交通の利便性など、様々な視点から類似性のある地域を括り、一つのゾーンとして設定しました。

ゾーン区分

居住の特性や具体的な土地利用の状態などの特徴に合わせ、以下の4つのゾーンに区分しました。



■ まちなかゾーン

中枢的な都市機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた中心拠点を含み、多様な都市活動が営まれる区域です。

■ 市街地ゾーン

用途地域内で、既に都市的土地利用が集積している区域であり、歴史的にその地域で中心的な役割を担ってきた公共公益施設の機能集積がある地域拠点を含み、店舗、医療・福祉、教育など日常生活に必要な施設が整っている区域です。

■ やすらぎ居住ゾーン

用途地域の縁辺部で、既に宅地化され生活利便性も比較的高く、住宅地などの都市的土地利用と農地、集落地などの自然的土地利用が共存する区域です。

■ 自然・環境コミュニティゾーン

既存のコミュニティ及び農地、森林などの豊かな自然環境に恵まれており、人口減少や高齢化が進行し、過疎地域も含まれている区域です。

まちなかゾーン

●将来像

筑豊圏域の顔にふさわしい にぎわいと活力のある 共生のまちづくり

筑豊都市圏の中心的な役割を担うゾーンとして、福祉や防災拠点施設及びにぎわいや活力をもたらす商業施設などの既存の都市機能集積の維持・充実を図り、市域全体の発展を牽引します。

また、共生社会の実現を目指す本市の玄関口として、バリアフリー化を推進します。



まちづくりの目標と方針

目標① 多様な都市機能の集積を活かし、にぎわいと魅力あるまちづくり

方針①-1：まちなか居住の誘導と都市機能の充実

方針①-2：中心拠点にふさわしい交通基盤の充実

目標② すべての人が安心して暮らせるまちづくり

方針②-1：共生のまちづくりの推進

方針②-2：安心・安全なまちづくり

目標③ 多様な交流が生まれ、良好な景観を創出するまちづくり

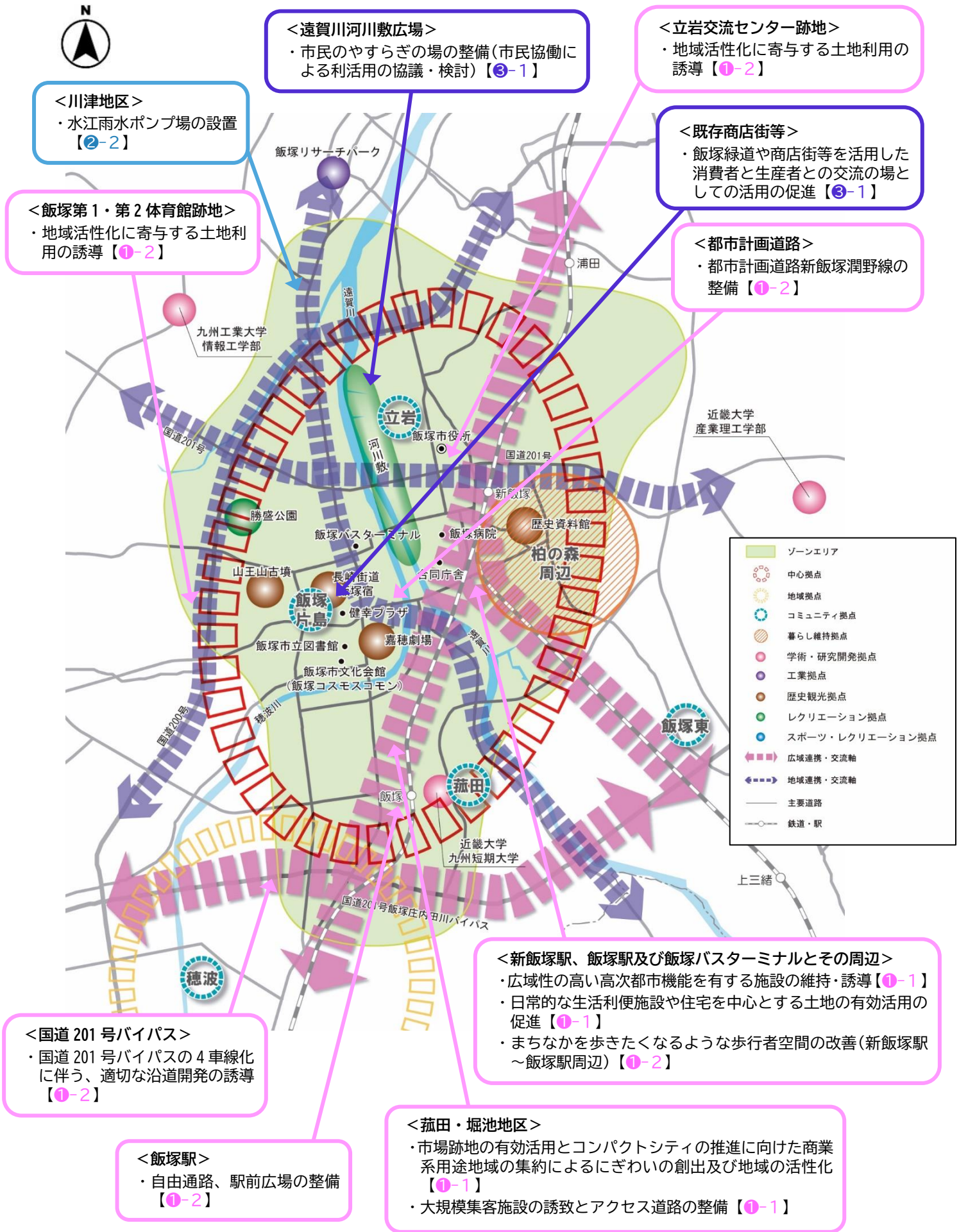
方針③-1：多様な連携によるにぎわいや交流の場づくり

方針③-2：良好なまちなか景観の創出

<ゾーン全体>

- ・主要交通結節点及び生活関連施設を結ぶ経路における適切なバリアフリー化【②-1】
- ・公園の整備・集約・再編及び更新、低未利用地を活用した身近なオープンスペースの確保【②-1】
- ・身近な公園・オープンスペースは、誰もが利用しやすいバリアフリーの視点等による整備・管理【②-1】
- ・生活道路の計画的な改善や狭あい道路対策、狭小で危険な踏切の改良検討【②-2】
- ・通学路における改善要望箇所の安全対策、ゾーン30など生活道路対策の検討【②-2】
- ・倒壊のおそれのある危険な空き家等の除却促進【②-2】
- ・歴史的建造物が立地する周辺における歴史的なまち並みに配慮した景観創出【③-2】

など



<川津地区>
・水江雨水ポンプ場の設置【2-2】

<飯塚第1・第2体育館跡地>
・地域活性化に寄与する土地利用の誘導【1-2】

<遠賀川河川敷広場>
・市民のやすらぎの場の整備(市民協働による利活用の協議・検討)【3-1】

<立岩交流センター跡地>
・地域活性化に寄与する土地利用の誘導【1-2】

<既存商店街等>
・飯塚緑道や商店街等を活用した消費者と生産者との交流の場としての活用の促進【3-1】

<都市計画道路>
・都市計画道路新飯塚潤野線の整備【1-2】

	ゾーンエリア
	中心拠点
	地域拠点
	コミュニティ拠点
	暮らし維持拠点
	学術・研究開発拠点
	工業拠点
	歴史観光拠点
	レクリエーション拠点
	スポーツ・レクリエーション拠点
	広域連携・交流軸
	地域連携・交流軸
	主要道路
	鉄道・駅

<国道201号バイパス>
・国道201号バイパスの4車線化に伴う、適切な沿道開発の誘導【1-2】

<新飯塚駅、飯塚駅及び飯塚バスターミナルとその周辺>
・広域性の高い高次都市機能を有する施設の維持・誘導【1-1】
・日常生活利便施設や住宅を中心とする土地の有効活用の促進【1-1】
・まちなかを歩きたくなるような歩行者空間の改善(新飯塚駅～飯塚駅周辺)【1-2】

<飯塚駅>
・自由通路、駅前広場の整備【1-2】

<菰田・堀池地区>
・市場跡地の有効活用とコンパクトシティの推進に向けた商業系用途地域の集約によるにぎわいの創出及び地域の活性化【1-1】
・大規模集客施設の誘致とアクセス道路の整備【1-1】

市街地ゾーン

●将来像

職住のバランスがとれ 世代間交流が盛んな 安全かつ快適なまちづくり

居住と商業、工業、研究施設などが共存する市街地として、様々な世代のライフスタイルに対応し、人口の維持・増加に結びつくよう多様な居住選択が可能なゾーンとして、新たなビジネスが生まれ、世代間交流が盛んで、安全かつ快適なまちづくりを目指します。



まちづくりの目標と方針

目標① 職住のバランスがとれ、生活しやすいまちづくり

- 方針①-1：地域資源を活かした拠点機能の維持・向上
- 方針①-2：拠点形成と一体となった道路環境の整備

目標② 誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり

- 方針②-1：市街地特性にあった快適で安全な居住環境の形成
- 方針②-2：利便性や快適性を高める土地利用の推進

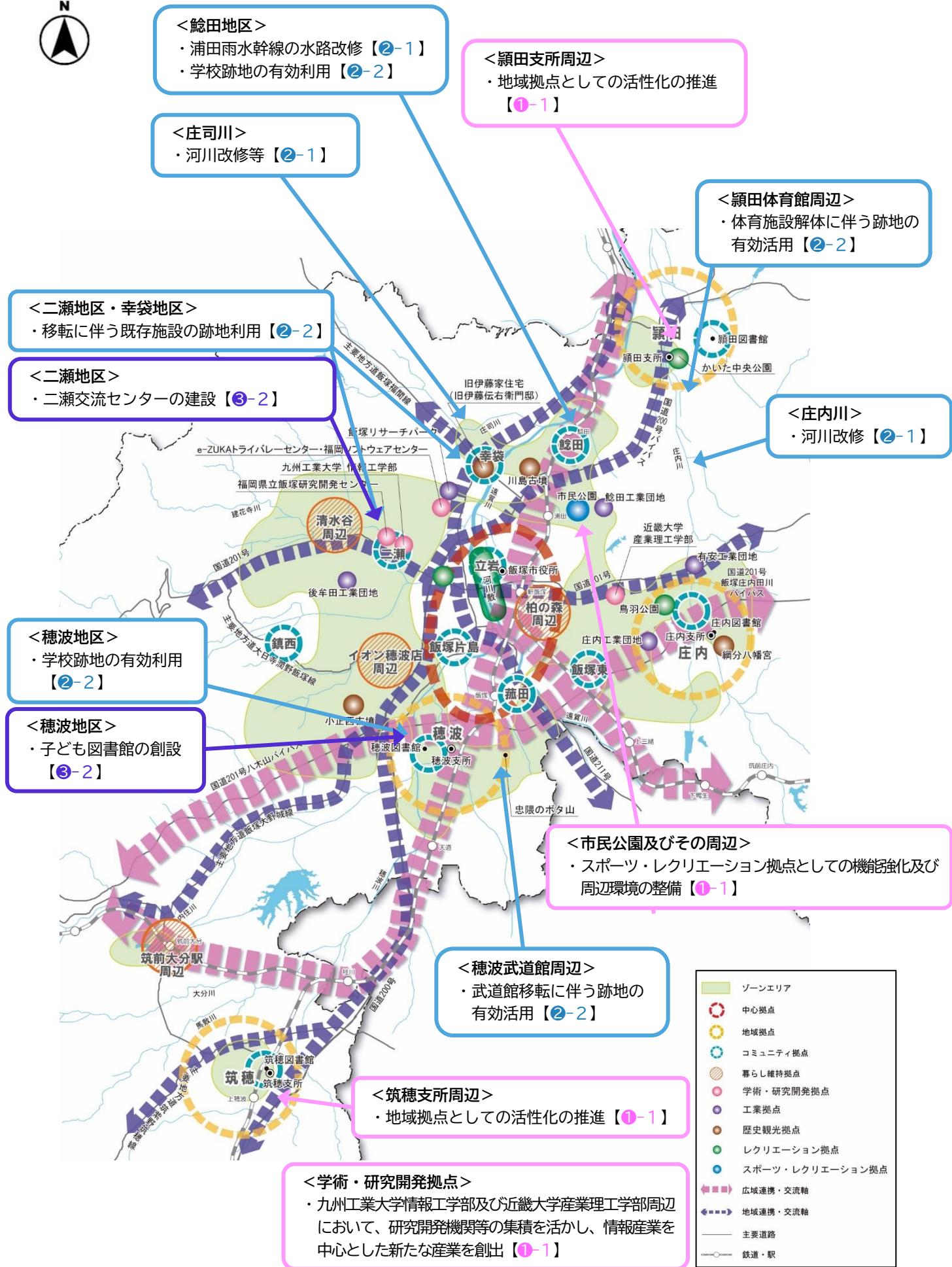
目標③ 魅力ある景観形成と子育て・健康づくりがしやすい協働のまちづくり

- 方針③-1：地域特性を活かした魅力ある景観の保全・創出
- 方針③-2：地域コミュニティや子育て、健康に資する交流の場づくり

<ゾーン全体>

- ・民間路線バス・コミュニティ交通などの効果的・効率的な運行、公共交通の利用促進【②-1】
- ・駅・拠点バス停での結節機能の確保・維持、バリアフリー化【②-1】
- ・通学路における改善要望箇所の安全対策【②-1】
- ・空き家におけるまちづくりへの利活用と空家等対策計画に基づく特定空家等の措置等の両面での対応検討【②-1】
- ・道路改修や改築時における狭い幅員の道路の改善【②-1】
- ・排水路、河川の計画的な改修・更新【②-1】
- ・地域拠点の移動等円滑化促進地区指定の検討【②-1】
- ・子育て施設、教育施設周辺の低未利用地化した市有地の住宅地としての活用など、子育てや教育しやすい環境の形成【②-2】

など



やすらぎ居住ゾーン

●将来像

都市と自然が調和した ゆとりあるまちづくり

市街地の維持や効率的な都市施設整備を図りながら、周辺の良い自然環境や営農環境と調和した、ゆとりある住環境を形成するゾーンを目指します。



まちづくりの目標と方針

目標① まちなかや市街地とつながり活力のあるまちづくり

- 方針①-1：誰もが移動しやすい公共交通体系の構築
- 方針①-2：周辺環境に調和した操業環境の維持・充実

目標② 周辺環境と調和した安全でゆとりあるまちづくり

- 方針②-1：適切な居住環境に配慮した土地利用の誘導
- 方針②-2：安全で快適な住環境の形成

目標③ 地域資源や景観を活かした交流が生まれるまちづくり

- 方針③-1：地域資源の効果的な利活用
- 方針③-2：周辺環境と調和した良好な景観の形成

<ゾーン全体>

- ・地域に適したコミュニティ交通の確保・維持【①-1】
- ・市街地周辺の良好な農地や緑豊かな自然環境の維持・保全【②-1】
- ・生活利便施設が立地する地区の住環境、営農環境に配慮した生活利便施設の維持【②-1】
- ・生活道路の適切な維持・更新、改修や更新時における良好な道路環境の創出(バリアフリー化など)【②-2】
- ・狭小で危険な踏切の改良検討【②-2】
- ・市域西側地域における、既存の穂波西及び筑穂インターを活用した地域の活性化・交通網の整備、フルインター化。更に、過疎対策を含めて地域特性を活かしたまちづくりを進め、都市活力の維持・魅力を創出【②-2】
- ・地域意向を踏まえ、子育て世代や高齢者に利用しやすいような公園の再編・整備(公園等ストック再編計画の推進)【②-2】
- ・総合的な治水対策の推進【②-2】
- ・災害危険性の高いエリアの宅地化抑制【②-2】

など



<目尾炭坑跡>

- ・史跡との一体的な公園整備の推進【3-1】

<穎田地区>

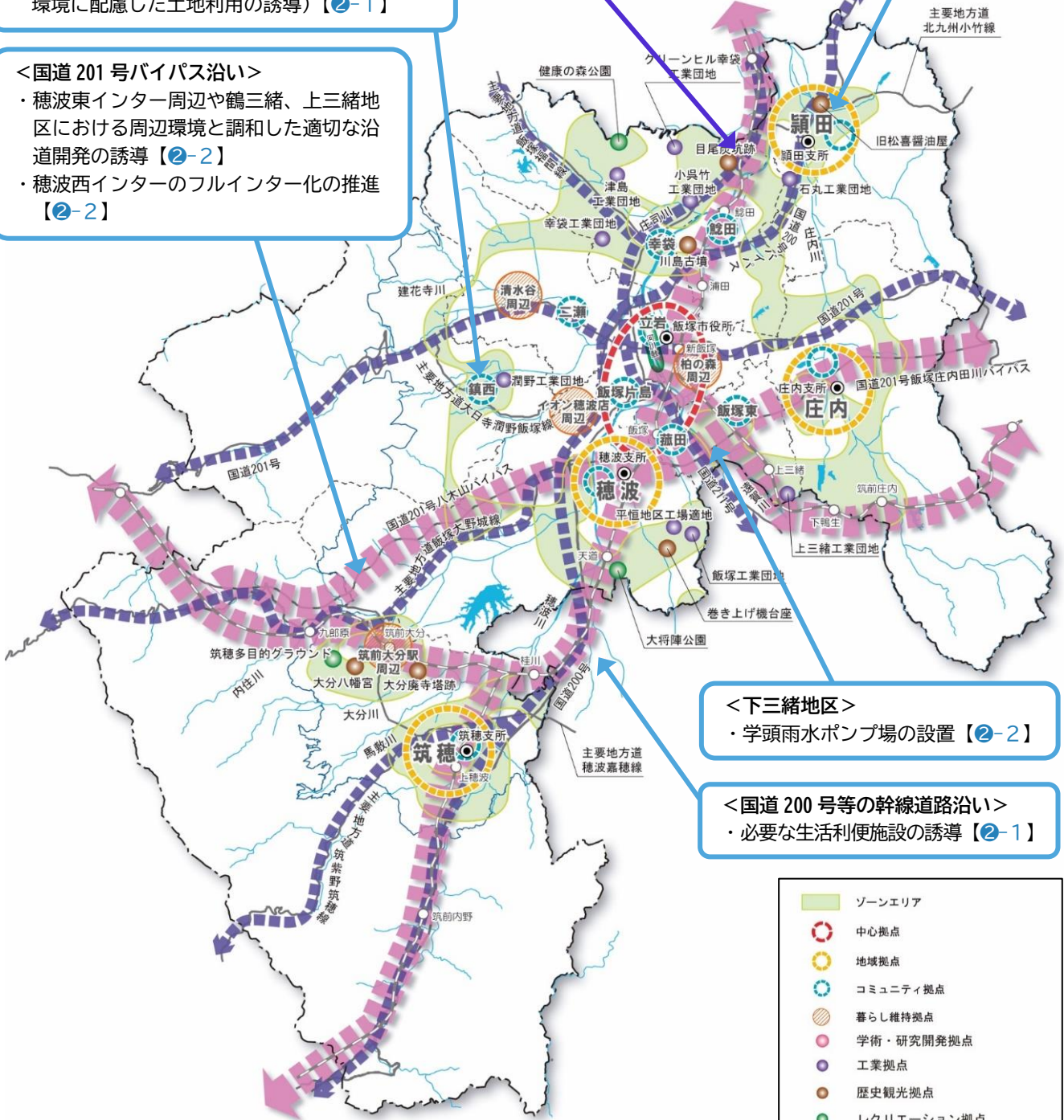
- ・支所跡地の有効活用(地域活性化を図り、居住環境に配慮した土地利用の誘導)【2-1】

<鎮西地区>

- ・学校跡地の有効活用(地域活性化を図り、居住環境に配慮した土地利用の誘導)【2-1】

<国道201号バイパス沿い>

- ・穂波東インター周辺や鶴三緒、上三緒地区における周辺環境と調和した適切な沿道開発の誘導【2-2】
- ・穂波西インターのフルインター化の推進【2-2】



<下三緒地区>

- ・学頭雨水ポンプ場の設置【2-2】

<国道200号等の幹線道路沿い>

- ・必要な生活利便施設の誘導【2-1】

<工業団地>

- ・企業ニーズや現状、今後の見通し等を踏まえた適地の検討【1-2】

<身近な河川>

- ・庄司川、庄内川における河川改修などの適切な浸水対策の推進【2-2】

	ゾーンエリア
	中心拠点
	地域拠点
	コミュニティ拠点
	暮らし維持拠点
	学術・研究開発拠点
	工業拠点
	歴史観光拠点
	レクリエーション拠点
	スポーツ・レクリエーション拠点
	広域連携・交流軸
	地域連携・交流軸
	主要道路
	鉄道・駅

自然・環境コミュニティゾーン

●将来像

魅力ある自然や田園を守り コミュニティを育む 交流のまちづくり

自然環境豊かな森林、河川、低平地に広がる田園などの保全を基本に、既存集落での基礎的な生活機能の集積・維持などにより住環境とコミュニティを持続しながら、自然体験やレクリエーション、歴史とのふれあいなど多様な交流を促進するゾーンを目指します。



まちづくりの目標と方針

目標① 集落コミュニティ維持・強化のまちづくり

方針①-1：集落地における住環境の維持・充実

方針①-2：公共交通などの必要な移動手段の確保

目標② 自然と農林業と人が共生するゆとりと安全なまちづくり

方針②-1：田園・森林の保全と活用

方針②-2：豊かな自然と共生した安全な集落地の形成

目標③ 豊かな自然、魅力ある景観及び地域資源を活かした交流のあるまちづくり

方針③-1：自然と地域資源を活かした交流機会の創出

方針③-2：魅力ある地域景観の維持・保全

<ゾーン全体>

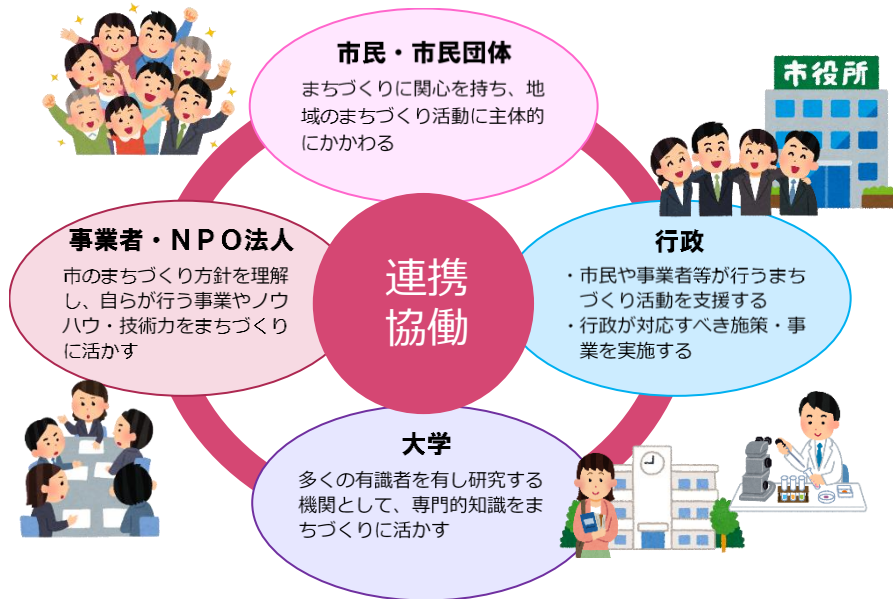
- ・空き地や身近な公園等におけるイベントや交流の場としての活用、イベント機会を通じた環境美化活動の継続【①-1】
- ・地域に適したコミュニティ交通の確保・維持(利用者ニーズに合わせたバス停等の設置検討など)【①-2】
- ・森林整備計画及び森林施策等に基づく森林の適切な保全、荒廃森林の発生防止【②-1】
- ・土砂災害の発生の危険性が高い地域の土砂災害対策と適切な管理の推進【②-2】
- ・総合的な治水対策の計画的な推進【②-2】
- ・災害危険性の高いエリアの宅地化抑制【②-2】
- ・他市町との連携やまちづくり協議会等との協働による地域資源の掘り起こしと情報発信【③-1】
- ・周辺の田園や水路、社寺などの歴史的建造物と一体となった集落景観の保全【③-2】

など

5 計画の実現化に向けて

多様な主体の連携によるまちづくりの推進

まちづくりの理念である「**健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図るコンパクトなまちづくり**」の実現に向けて、行政だけでなく、まちの主役である市民の皆さんとの協働や事業者、大学等との連携によるまちづくりを進めていきます。



実現化のための手法

1. 計画的な土地利用の推進

- ・大規模集客施設の立地誘導
- ・地域地区の見直し
- ・開発許可制度の適切な運用
- ・地区計画制度の活用

2. 都市施設等の見直し

- ・都市計画道路
- ・都市計画公園等

3. 拠点整備と地域公共交通網の確保・維持

- ・拠点整備
- ・地域公共交通網の確保・維持

4. まちづくり諸制度の活用

- ・立地適正化計画の見直し
- ・各種協定の活用(建築協定、緑地協定)
- ・景観計画策定の検討

都市計画マスタープランの評価・見直し

- ・都市計画マスタープランに基づく各種事業、施策の進捗状況と照らし合わせ、必要に応じて評価・検証を行います。
- ・評価・検証を踏まえ、必要があると認められる時は、計画の見直しを行います。

あ 飯塚市国土強靱化地域計画

国土強靱化基本計画及び福岡県地域強靱化計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも市民の生命や財産を守り、地域・経済社会の致命的な被害を回避し、迅速な復旧に資する「強靱な飯塚市」をつくるための計画。

飯塚市総合計画

「飯塚市総合計画策定条例」に基づき、飯塚市が今後目指すべき将来像と、将来像を達成するための目標や取組を総合的に示した計画。本市の行財政運営の最上位に位置し、各分野別計画の基本となる計画。

飯塚市立地適正化計画

都市計画区域を対象に、都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉、商業、子育て支援等の都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、それら施設の誘導により、コンパクトシティに向けた具体的な取組を進める計画。都市計画マスタープランの一部とみなされる。(都市再生特別措置法第 82 条)

飯塚市公園等ストック再編計画

今後の人口減少、公園施設の老朽化に対応し、公園等を長期的に安定した維持管理、公園機能の維持を行うために、適正配置や用途変更などにより、効率的な利活用を推進するための計画。

か 共生／共生社会

性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、すべての人がそれぞれの人権や異なる個性、独自性等を尊重しつつ、互いに連帯し、共に生きていくこと。また、共に生きていくことのできる社会のあり方を表す。

健幸

個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心して豊かな生活を営むこと。健幸都市とは、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができること(健幸)を、これからの「まちづくり」の中核に位置づけ、市民誰もが健康で元気に幸せに暮らせる新しいまちづくり。

コミュニティ

一定の地域に居住し、共通の認識や連帯感をもった地域社会。

コミュニティ交通

公共交通不便地区の解消、高齢者等交通弱者が多い区域への利便性向上などの目的で、行政が主体となり運行する交通機関のこと。

さ 生活関連施設

不特定多数の方が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路などのこと。

生活関連経路

生活関連施設相互を結ぶ経路のこと。

ゾーン 30

市街地内の住宅地などにおいて、自動車事故の発生を防止し歩行者の安全を確保するため、一定の範囲をゾーンとして区域設定し、区域内での車の最高速度を時速 30km に制限する交通規制のこと。

た 大規模集客施設

都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、大学、自治体の公共施設(市役所やコミュニティセンター等)などの公共公益施設のこと。

地区計画

都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な街区を整備、開発、保全するために地区ごとに定めるまちづくりのルールのこと。建築物の用途や形態、生垣等、きめ細かい規制や緩和を行うことができる。

特別用途地区

都市計画法に基く地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など、特別の目的のため用途地域における建築物の制限を緩和又は強化することができる。

た 都市機能

居住、商業、工業、教育・文化、保健・医療・福祉、レクリエーション、行政、交通といった様々な活動に対して種々のサービスを提供する、都市自体がもつ働きのこと。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに定めるものであり、都市計画の目標、都市計画決定の方針について定める。本市においては、筑豊広域都市計画区域に対して、「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、一つの都市計画区域マスタープランが定められている。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市公園

都市公園法に定められた公園または公園緑地で、国または地方公共団体が設置する。

な ニーズ

意向。要望。需要。

は バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁となる段差など、物理的な障壁の除去をいう。より広義に、障がいのある人などの社会参加を困難にしているすべての障壁を除去する意味でも用いられる。

ま まちづくり

ハードの取組に加え、産業・観光、医療・福祉、教育・文化、スポーツなどのソフト面の取組、身近な地域を対象にした取組も含めた総合的な取組のこと。

や 用途地域

土地の合理的利用を図り、良好な環境を確保するために、地域ごとに建築物の用途や大きさなどを規制する制度。

S SDGs(持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。国内実施・国際協力の両面において展開される「日本のSDGsモデル」の一つに「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」が含まれている。

● 各種計画・都市計画図等の掲載サイト

飯塚市都市計画マスタープランをはじめ、各種計画や都市計画図等については、下記のQRコードを読み取っていただくと、飯塚市HPの該当ページにアクセスできます。

○飯塚市都市計画マスタープラン

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeshido/machi/toshi/kekaku/plan.html>



○飯塚市総合計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/sogo/shise/shisaku/sogo/sougoukeikaku.html>



○飯塚市国土強靱化地域計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/shobobosaiizen/kokudokyoujinka/kaigiroku.html>



○飯塚市立地適正化計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeshido/rittitekisei.html>



○飯塚市公園等ストック再編計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/shokokanko/kyoiku/leisure/kanko/mesho.html>



○飯塚市都市計画図

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeseisaku/iizukayouto.html>



○飯塚市都市計画マップ

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeseisaku/iizukayoutomap.html>





IIZUKA CITY PLANNING MASTER PLAN



飯塚市 都市計画課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

TEL : 0948-22-5500 (内線 1553・1554)

FAX : 0948-22-5827

